

小特集

最上氏改易を読みなおす

本多正純改易をめぐる政治状況

はじめに

元和八年（一六二二）八月に最上家改易にともない山形城下に派遣されていた本多正純は、同年一〇月一日、現地にて突如改易を言い渡された。本多正純は、家康の大御所時代には父・正信とともに権勢を誇った出頭人の代表格として知られている。そのため正純の失脚は大名たちを驚かせ、世情に影響を与えていった。

正純の改易については、高木昭作氏による研究が知られている^①。本稿では、この高木氏の先行研究をふまえつつ、正純弟の政重や、その主家である加賀藩前田家の対応、さらには、福井藩主であった松平忠直の改易騒動にともなう当時の世情などをもとに、幕府がいかなる対応を取っていったのかを考察することとする。

1. 元和八年の日光社参

元和八年は家康の七回忌であり、命日である四月一七日に盛大な法要が行われた。この日光社参での帰路、本来ならば正純がいる宇都宮城に立ち寄る予定であったのを急遽取りやめていることは、正純改易に至る過程でよく知られている。まずはこの時の秀忠の足取りについ

てみていきたい。

直江和宣

秀忠は四月一二日に江戸を発ち、この日は岩槻に宿泊、一三日には下総古河に宿泊、一四日には下野国に入り、正純が領する宇都宮に宿泊、一五日には今市宿泊、そして一六日に日光に到着し、一七日から一九日までこの地で法要を執り行った。そして二〇日に日光を発ち、翌二一日には江戸に到着している^②。熊本藩主の細川忠利によると、「御人数二万計程御供二候、事之外、道すから御用心と申候^③」として、往路と比較しても、平時の將軍としては異様な早さである。

このように異例尽くしの行軍となった背景に、秀忠が御台所であるお江の病を知ったからという説が存在している。しかしお江が病に罹ったということは、高木氏がすでに述べているように、『東武実録』以外のほとんどの記事で見受けられない^④。御台所の病が行軍日程に影響したのならば、忠利をはじめ、大名家が記録していてもいいはずである。福田千鶴氏によると、この年の下半期から翌年にかけて、たしかにお江は病であったとのことだが^⑤、具体的いつからなのかはわからず、根拠にしがたい。ここは、高木氏のように、風説を耳にした秀忠が、正純を警戒した結果^⑥と考えたい。

2. 正純改易の理由について

山形に滞在中であった正純のもとにやってきた上使の伊丹康勝が突き付けた十一か条の詰問状に、正純はいずれもはっきりと答えていった。これは、『梅津政景日記』に、福島正則の事、宇都宮拝領の事と記されているように、正則改易の際に、正純が秀忠に反対意見を述べたこと、そして自らに宇都宮は不都合だと返上を願ったこと、⁷といった内容を指すであろう。康勝は続けて、用意していた三か条を読み上げた。⁸それが、①將軍家直屬の根来同心を処刑したこと、②許可なく堺から鉄砲を買ったこと、③宇都宮城修築の際に許可なく抜け穴工事をしたことであった。この三つにははっきり答えられなかったため、康勝は、正純に対して大沢に蟄居を伝える旨申し伝えることになったという。正純改易の理由としては、忠利による次の書状の内容も良く知られている。

【史料1】⁹

一、本上州、先書ニ如申上、最上へ為御仕置被遣候、未被罷歸内、昨日被仰出候ハ、駿河ニ被居候時ハ 公方様御意ニ不入事共多候へとも、佐渡御奉公被申上、其上相国様御側にも被召仕候條、御知行之御加増も被仰付、心をも被直候哉と御懇ニ被召仕候處、至于今御奉公ぶり不可然候間、佐野宇都宮被召上通被仰出候、最上之内秋田堺ゆりと申所ニ而、四五萬石^(由利)はと被遣由ニ御座候、本多大隅殿へ今までハ身上不苦候、如何ハんも不存候事、

この史料はのちにも触れるが、これによれば、秀忠がかねてより正

純を嫌っていたこと、しかし正信の功績と家康の側近であったことから加増するなどしてきたが、今になって奉公ぶりが改善されないので改易したものである。すなわち、秀忠の個人的好悪によって判断されたということになる。さらには、この直後にも忠利は酒井忠世・土井利勝といった秀忠の側近が忠利のもとに上使として派遣され、改易の具体的理由として先述した『梅津政景日記』にも記されている、宇都宮返上の願ったこと、福島正則改易の際の意見対立があったためと説明を受けていたようだ。¹⁰この点からも、諸大名に正純の改易理由を積極的にアピールし、事態を穩便に済ませようとしていたと考えられる。しかし、理由はそれだけであつたのだろうか。

3. 元和八年の世情

一六二二年一月三日付のイギリス商館長コックスの報告によれば、当時「日本の最大最強の諸侯八人が將軍に対する大規模な陰謀を企てている」という噂が流れていたようである。その具体的な面々として、コックスは、前田利常、島津家久、松平忠直、伊達政宗、最上家信、細川忠利、加藤嘉明、天海、本多正純の名を挙げている。¹¹正純改易と前後して松平忠直の参勤不奉行問題が起ったことが原因であつたといえよう。前田、島津、加藤といった、いわゆる「豊臣恩顧」や、細川、伊達、最上といった大大名が名を連ねている。天海や正純は家康存命時に比べて、権勢が低下したと判断されていたのだろうか。

小池進氏は、この九人の連携は鵜呑みにできないとしながらも、忠直と正純の連携による転覆がありえたのではないかとし、それを幕府は警戒していたのではないかと推測している。¹²山本博文氏も、この

コックス報告を根拠とはしていないながらも、よくいえば慎重、悪く言えば臆病であった秀忠は、自分にとって代わりうる血筋の忠直が反抗し、そこに正純が乗っかり、さらには大名にも追従するものが現れるのではないかと疑心暗鬼にあったとしても不思議ではないとしている。⁽¹³⁾

また、忠直の動向を警戒した幕府は、この年の夏から秋にかけて全国の大名が参府を命じていることがうかがえる。⁽¹⁴⁾ここでは忠利の書状をもとに島津家の動向について検討しておきたい。

【史料2】⁽¹⁵⁾

一、島津殿当年ハいかにも国ニ御くつろき候様ニとの上意ニより、忝として同名下野^(島津久元)を以五月御礼御申上候処ニ、弥可致在国之由被仰出候、然処ニ一昨日本上野殿留守居をよび、筑紫衆ハ不残江戸へ被参候、三斎様之儀者、我等此方ニ罷有候間、をそく御下候儀も可在之候、島津殿之儀ハ早々御下候而可然候、九月上旬ニ江戸へ御着ほとに御越候而可然、と上州被申候、

【史料3】⁽¹⁶⁾

一、越前の宰相殿、此方へ可有御下も知下申候事、
一、薩摩殿之儀、五月之末時分、上州へ御上候様にとの内証御座候由、忝者重々如御錠被申たるものにて候、爰元にも島津殿よびニ参候を、不審かり申候事、

【史料4】⁽¹⁷⁾

尚々、東国衆未逗留ニ而御座候、最上跡へも未誰も不被遣候、又

島津殿を俄二重而急ニよびニ、上州御やり候儀必定ニ而御座候、江戸衆も不審がり申候、

これらの史料からわかるように、当初幕府は島津に対して、正純を通して国許に居続けることを許可していたにもかかわらず、結局は江戸に来るよう命じているという。この三か月の間で幕府の方針も二転三転していたことがうかがえるのである。情勢を見極めていたのだろうか。

また、この状況下において、秀忠は五月一九日に江戸城本丸普請のために西の丸に移り、そこにいた家光は本多忠政の屋敷に移っている。⁽¹⁸⁾本丸が完成したのは二年後の寛永元年九月二日であり、秀忠は本丸から西の丸へ、家光は本丸に入っている。⁽¹⁹⁾なお、家光が將軍職に就任したのは元和九年であり、代替わりがなされていくことを大々的に誇示するものであったと考えられる。

いっぽう、諸大名たちも忠直の去就を注視しつつ、これを戦争の前触れと捉え、武器の準備や国境警備を強化していた。たとえば、翌年の元和九年のことになるが、秋田藩主・佐竹義宣などは「越前御陣戦争」を想定し、軍事動員をかけていた。⁽²⁰⁾以上の事例からも、忠直の参勤不履行問題によって、「不満を持つ勢力が結託してクーデターを起こすのではないか」という幕府の恐怖心が、正純に向かい、家光の將軍就任に向けて、予防的な肅清に帰結した可能性が指摘できよう。

4. 初期幕政における出頭人処罰の事例

ここでは正純改易の類似例として、秀忠付の年寄として権勢を誇っていたものの、慶長一九年（一六一四）正月に改易された大久保忠隣

の事例を取り上げたい。

忠隣は、『義演准后日記』慶長一九年正月晦日条に「大久保相模守身上雑説」、そして二月朔日条に「大久保相州武具悉伊賀守江渡之、仍、京都静謐云々、珍重、々、此辺モ安堵也」とあるように、忠隣はキリシタン取り締まりのため京都に滞在していたところ、近江国で蟄居を命じられた。遠隔地にて突然改易処分を言い渡すというのは後年の正純も同様であることから、この忠隣の事例を踏襲したものと考えられる。この処分は、前年に忠隣の養女と山口重政の子である重信との婚姻が幕府の認可を得ず無断に行っていたことがきっかけであったとされる⁽²¹⁾。同様の理由ですでに重政は前年に改易されているが、それがこのときになって蒸し返された形になった。なお、『当代記』慶長一八年正月十五日条に「山口但馬就目安之儀、大久保相模守腹立甚、相模息男兩人、翌日出仕」とあるように、忠隣が秀忠に異論を申し出ており、これが秀忠の不興を買っていたと考えられる。改易になるところを、大久保家累代の功績によつて、嫡孫の忠職が小田原城没収の上、武蔵騎西二万石に減封されている。加えて、次男で美濃大垣藩主であった石川忠総は蟄居、娘婿で旗本であった森川重俊や、孫婿の安房館山藩主であった里見忠義、さらには忠隣の叔父にあたり、後年『三河物語』を記したことで著名な彦左衛門も所領を召し上げられるなど、大久保一族をはじめ、忠隣の姻戚関係にあった人々にまで影響を及ぼすこととなった。また、これより前の大久保長安事件の際にも、長男・藤十郎はじめ子息たちは切腹、藤十郎の正妻の父にあたる石川康長も処罰されている⁽²²⁾。

しかし、正純改易の際には、長男・正勝が正純同様の措置を受けたいっぽうで、ほかの親類縁者にまでは累が及んでいない。その理由を探ることで、正純の処分を行った幕府の思惑が見えてくるのではない

か。次章で考察しよう。

5. 本多正純の弟・政重の動き

本多正純には、加賀藩前田家家老の政重と、下野榎本藩主の忠純という二人の弟がいた。この二人は、兄・正純の改易には連座していない。ここでは、政重の存在に着目して検討していく。

政重に関しては、本多俊彦氏による先行研究がある。氏によると、慶長十六年まで直江兼統の婿養子として上杉家に仕えていた政重の加賀藩登用は、幕府内で絶大な権限を有していた正信・正純父子の押し付けではなく、双方の政治的思惑が合致した結果であったという。すなわち、政重は過去に秀忠の乳母の子を殺害して出奔した過去があったが、兄・正純と父・正信は、彼を加賀藩前田家に送り込むことで「三ヶ条条書」違反に関する幕府からの追及を回避しようとしたと捉えている。そして加賀藩、前田利長にとつても、正純とのパイプを持つ政重を登用することは、幕府との交渉を有利にするために必要だったと評価している。ほかにも、正純はこの弟のために、政重が加賀藩に仕官する際に尽力している藤堂高虎を幕府と加賀藩との仲介役として、「駿府年寄衆」のお墨付きを得るなど、強力な政治工作を行っていたよう⁽²³⁾だ。ここから、当時の正純の権勢がいかに強大だったかを示しているといえよう。

【史料5】⁽²⁴⁾

尚以、御舍弟大隅殿^(本多忠純)へも、右之上意二而御懇之儀御座候間、可御心安候、以上、

急度令啓候、仍本多上野介、無届ニ被思召候儀、重々相積候、雖然

(家康) 相国様御側にても久々被召遣、其上、佐渡守至末後迄、別而御奉公も被致候仁ニ付而、旁以、被加御遠慮候、如只今、御前二罷在候者、弥御意二も可相背与思召、此度由利を一円二被下、彼地へ被差遣候、然者貴殿事、御前之儀、少も不存氣遣、弥以、筑前守殿へ、奉公油断無之様、可申遣候旨、就上意如此候、恐々謹言、
(元和八年) 十月十一日

土井大炊助

利勝 (花押)

酒井雅楽頭

忠世 (花押)

(本多政重)
本多安房守殿

【史料6】⁽²⁵⁾

尚々、よく／＼御はうかう候へく候、以上、

一、ちくせん殿へ、我等ぢひつの文進之候間、ねん入御あけ候て、御返事取候て、可給候、

一、かうつけ殿身上のき、いか、おほしめし候や、御ふくろのばちかと存候、
(桂芳院)

一、貴所と上州間、あしき事、ねんころに申上候間、御心やすく候へく候、いさいハ、うた殿・大炊殿ヨリ御申候へく候、よく御はうかう候へく候、大すミ殿てまへ、かわるき、無之候、御はうかうめされ候間、御心やすく候へく候、恐惶謹言、

(藤堂高虎)
藤いつミ

(花押)

(元和八年)
一〇月一三日

本あわの守殿

人々御中

一〇月一日付で酒井忠世・土井利勝といった幕閣から政重宛にお咎めなしの旨の書状が届いているが、そこには、その二日後の高虎から宛てられた書状に「貴所と上州間、あしき事、ねんころに申上候間」とあるように、高虎による奔走もあつたことがうかがえる。先述したように高虎は政重が加賀藩に仕官する際に尽力していることから、かねてより政重とはつながりがあつた。ほかに、【史料1】において忠利は、忠純について「今までハ身上不苦候、如何ハんも不存候事」としていることから、前例のように、一族へも処罰が及ぶものとみられていたようである。本多俊彦氏によると、政重は直江兼続の養子として「直江勝吉」と名乗っていた時代に、与板衆などの上杉家中の精鋭を家臣団として吸収し、それを引き連れて加賀藩に入っていたようで、政重がいなくなった場合は、こうした「幕府・加賀藩・上杉家」という多層的な人的ネットワークの頂点が崩れることを意味し、避けなければならなかつたとする⁽²⁷⁾。また、見瀬和雄氏は、政重の存在は病により隠居していた利長が、自らを頼らずに利常に自立させるための環境整備の一環であつたと位置付けている。政重は、召し抱えのきつかけからして家中の仕置には積極的に関わることはなかつたいっぽうで、幕府との交渉事を行う際の強力なパイプとして力を尽くしていた⁽²⁸⁾。加えて、こうした政重の立ち位置を考える上で、元和二年の、本多正信没後における遺産相続をめぐる本多一族内の動向に興味深い点が見受けられる。

【史料7】⁽³⁰⁾

一、先書に佐渡殿遠行之事中入候ツル、さて／＼にか／＼敷義に

而候、爰元にても上下万民おしみ申候事不大方候、佐州書置を後室御うしない候由候て、金銀は後室今北国に被居候安房殿へ過分被遣候とて、少大隅殿存分御座候ツル由、爰元にて風聞申候、上州者少もかまい無之由に候申分もはや相澄無事之由に候、知行ハ上州へ相渡由に候、家屋敷ハいた知不申候、大隅殿かり可申かと取さたに而候、上野殿今度諸事おとなしく候とて、奇特かり申候、

この史料によれば、正信の妻で正純らの母である桂芳院が、加賀に在る政重に対して遺産として過分な金銀を送り、これに対して忠純が不満を抱いていたという風聞が記されている。一方で正純は、自身の取り分が減る状況にありながら「少もかまい無之」と鷹揚な態度を示し、周囲からその振る舞いを「奇特」であると評されていた。このように桂芳院が政重を格別に目をかけていた事実は、【史料6】において高虎が正純の失脚を「御ふくろのばち」と表現していた部分と照合するのではないだろうか。幕府が正純を改易しながらも、政重や忠純に対して極めて丁寧なフォローを行っているのは、こうした一族内の複雑な関係性を認識していたことも関係していた可能性が指摘できよう。

おわりに

正純改易は、松平忠直参勤拒否から端を発した「元和八年の危機」のなかに位置付けることが妥当と評価できる。

一方で、正純の弟である政重や忠純に累が及ばなかった点は、大久保忠隣的事例と比較しても特筆すべき違いである。これは、正純の失

脚が秀忠個人の好悪に起因する側面があったことに加え、藤堂高虎らの政治工作が功を奏した結果といえよう。政重に関しては、彼が加賀藩政にとつて欠かせない存在となっていたことから、幕府が秀忠から家光へと代替わりする時期において、加賀藩との関係性を重視して政重という結節点は維持するという、極めて現実的な政治判断を下したのではないだろうか。それと同時に、忠純が処罰されなかったことから、それまでの忠隣の事例とは違い、秀忠が最高責任者としてできるかぎり穏便に事態を進めたかった事情も想定できる。それは、忠直が長い期間不穏な動きを見せながらも即刻厳罰に処さずに様子を見ていた点や、正純改易直後には、忠利に対して具体的な理由を説明していた点からもうかがえる。

結論として、正純改易事件は、強固な幕藩体制へと移行する過渡期において、幕府が抱いていた反乱への恐怖と、有力大名との「妥協的な安定」という二面性が表出した象徴的な事件であつたと評価できよう。

注

- (1) 高木昭作「出頭人本多正純の改易」(同著『日本近世国家史の研究』岩波書店、一九九〇年、初出一九七四年)。
- (2) 『台徳院御実紀』。
- (3) (元和八年) 四月一二日付細川忠利書状案『細川家史料』九、九〇号。
- (4) 高木前掲「出頭人本多正純の改易」、『東武実録』「公日光山ヨリ御還路ノ節、御台所ノ御方御違例ノ由告ケ来ルニ依テ」(『大日本史料』第十二編之四四)。
- (5) 福田千鶴『江の生涯』(中公新書、二〇一〇年) 二二四頁。
- (6) 高木前掲注(1)「出頭人本多正純の改易」。
- (7) 山本博文『徳川秀忠』(吉川弘文館、二〇二〇年) 一七六頁。
- (8) 『宇都宮市史 近世通史編』(一九八二年) 二三頁。
- (9) (元和八年) 一〇月六日付 細川忠利書状案『細川家史料』九、一一四号

- (10) (元和八年) 一〇月二二日付細川忠利書状案『細川家史料』九、一一五号。
- (11) 『大日本史料』第二編之四九、「英国印度事務省文書」。
- (12) 小池進『徳川忠長』(吉川弘文館、二〇二二年) 二九頁。
- (13) 山本前掲注(7)『徳川秀忠』一七九頁。
- (14) 高木前掲注(1)「出頭人本多正純の改易」。
- (15) (元和八年) 七月九日付 細川忠利書状案『細川家史料』九、一〇一号
- (16) (元和八年) 八月一六日付 細川忠利書状案『細川家史料』九、一〇七号
- (17) (元和八年) 九月二日付 細川忠利書状案『細川家史料』九、一一〇号
- (18) 山本前掲注(7)『徳川秀忠』一六九頁。
- (19) 藤井讓治「徳川秀忠の居所と行動」、同「徳川家光の居所と行動」(同編『近世前期政治内主要人物の居所と行動』京都大学人文科学研究所調査報告・第三七号、一九九四年)
- (20) 金子拓「松平忠直の隠居と秋田藩『越前御陣』の記憶―」(佐藤孝之編『近世初期の大名と情報』東京大学史料編纂所研究成果報告二〇一五―二、二〇一六年)。
- (21) 前掲注(2)『台徳院御実紀』。
- (22) 『寛政重修諸家譜』。
- (23) 本多俊彦「加賀藩における本多政重登用の再検討」(『高岡法科大学紀要』第二六号、二〇一五年)。
- (24) (元和八年) 一〇月一日付 土井利勝・酒井忠世連署奉書「加賀本多博物館所蔵文書」(『家康の名参謀 本多正信』安城市歴史博物館特別展図録、二〇一七年)。
- (25) (元和八年) 一〇月二三日付 藤堂高虎書状「加賀本多博物館蔵」(『家康の名参謀 本多正信』安城市歴史博物館特別展図録、二〇一七年)。
- (26) 本多前掲注(23)「加賀藩における本多政重登用の再検討」。
- (27) 本多俊彦「本多政重家臣団の基礎的考察」(『高岡法科大学紀要』第二〇号、二〇〇九年)。
- (28) 見瀬和雄『前田利長』(吉川弘文館、二〇一八年) 二二〇頁。
- (29) 見瀬前掲注(28)『前田利長』二二六頁。
- (30) (元和二年) 七月六日付 以心崇伝書状案『本光国師日記』四。
- (本学大学院博士前期課程)